

政令第二百八十号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令

第一条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。」に改める。

第二条・第三条（略）

（地方住宅供給公社法施行令等の一部改正）

第四条 次に掲げる政令の規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

- 一 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）第二条第一項第二十六号
- 二 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第二十二号
- 三 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）第七条第一項第二十号
- 四 社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）第六条第一項の表建築分科会の項第二号
- 五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八条第一項第二十五号
- 六 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十六条第一項第二十四号
- 七 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十五条第一項第四十五号
- 八 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）第二条第一項第二十

九 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第十六条第一項第三十三号

十 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）第三十四条第一項第二十六号

第五条（略）

（国土交通省組織令の一部改正）

第六条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二百一十一条の二第九号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「による建築物のエネルギー消費性能の向上」を「による建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、建築基準法施行令について主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分を定める等関係政令の規定の整備等を行う必要があるからである。